

沖縄県立首里高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は沖縄県立首里高等学校PTA(以下首里高等学校PTA)と称し、事務所を首里高等学校内に置く。(所在地：〒903-0816 沖縄県那覇市首里真和志町2丁目43番地)

(目的)

第2条 本会は首里高等学校の教育向上発展を期すため、学校、家庭が一体となり、地域社会及び関係機関の協力を得て、生徒の福祉をはかるとともに会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は首里高等学校在校生の保護者及び本校教職員をもって会員とする。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う

- (1) 生徒及び会員の福利厚生に関する事
- (2) 生徒及び会員の文化、体育、保健に関する事
- (3) 生徒の生活指導に関する事
- (4) 学校施設設備の改善に関する事
- (5) 生徒の学力向上に関する事
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事

第2章 機関及び会議

(機関)

第5条 本会に次の各号に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 運営委員会
- (4) 三役会
- (5) 部会
- (6) 学年、学級PTA

(総会)

第6条 総会は毎年5月末までに開く。ただし、会長が必要と認めるとき、または役員会において必要と認めるときは臨時に開くことができる。

2 臨時総会を開催することが困難な場合は、役員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合次期総会において報告しなければならない。

3 総会において次の事項を行う。

- (1) 会務の報告及び決算報告
- (2) 当該年度の会務計画及び予算計画の承認
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) 会長、副会長及び監事の承認
- (5) その他、必要と認める事項

(評議委員会)

第7条 評議委員会は第13条(1)～(6)までの役職員及び全評議委員で構成し会長が必要と認めるとき、随時に開催することができる。

2 評議委員会は次の事項を行う。

- (1) 当該年度の事業計画及び予算・決算の審議

- (2) 補正予算及び暫定予算の審議及び決定
- (3) 会則改廃の審議
- (4) 会長、副会長及び監事の決定
- (5) その他、緊急を要する事項の審議及び決定

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、第13条(1)～(5)(7)までの役職員で構成し随時開催することができる。

2 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 評議委員会に提出する議案の審議
- (2) その他必要と認めた事項の審議及び決定。ただし、予算に関するもの以外で運営委員会が認めた事項の決定に限る。(評議委員会で審議、及び総会で承認されなければならない事項を除く)

(三役会)

第9条 三役会は、会長・副会長・総務部長・顧問・教頭・渉外・会計（PTA事務）で構成し随時開催することができる。

2 三役会は、次の事項を行う。

- (1) 運営委員会に提出する議案の作成
- (2) その他必要と認めた事項の審議

(部会)

第10条 部会は、総会及び運営委員会、評議委員会の決定事項の執行にあたり部長が必要と認めたとき随時に開催することができる。

2 部会の組織及び事務は次のとおりとする。

- (1) 総務部 事業計画、広報及び会員の福利厚生に関する事、性と教育環境の整備に関する事、並びに他の部に属しない事項。
- (2) 進路学習部 進路情報に特化し、生徒及び会員への進路情報の発信、進路勉強会の開催。その他進路に関する事項。
- (3) 文化教養部 会員の教養取得に資する活動、広報紙「津梁」の編集・発行及び、PTAの公法に関する事生徒及び会員の学校内外の生活面、保険衛生面、福祉面に関する事

3 各部に部長、副部長を置く。

4 部員は、第12条に掲げる者がこれを兼ね各部の活動を行う。

(学年、学級PTA・学年委員会)

第11条 学年、学級PTAは必要に応じて開くことができる。

第3章 役員・役職員

(評議委員)

第12条 本会は役員として各学級の会員より原則として3名以上、学校職員より若干名を選出する。

2 第1回の評議委員会において、各部に所属するものとする。

(役職員)

第13条 本会は次の役職員をおく

- (1) 顧問(学校長)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 4～5名(教頭、他男女各1名以上)
- (4) 各部正副部長
- (5) 幹事(渉外) 若干名
- (6) 監事 3名
- (7) 庶務・会計 2名
- (8)

(役職員の選出)

第14条 役職員は次の方法により選出する。

- (1) 顧問は学校長をもってあてる。

- (2) ①会長、副会長及び監事は選考委員会で選考する。
②選考委員会は毎年1月までに発足する。
③候補者は、自薦、他薦及び各学年、各部からの推薦により募る。
④選考委員会で選考された結果を運営委員会へ報告、評議委員会で決定し、総会で承認を得る。
- (3) 庶務・会計は三役会で推薦し、運営委員会で選考、評議委員会で承認する。
- (4) 各部正副部長は当該の部員で互選する。ただし、副部長1名は教職員から選出されるものとする。

(評議委員・役職員の任期)

第15条 評議委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

2 会計（PTA事務）については、雇用契約書によって別に定める。

3 評議委員・役職員は第1回の役員会において委嘱をする。

(評議委員・役職員の任務)

第16条 評議委員の任務はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
- (3) 評議委員は会務の執行にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 幹事は会長の指示により庶務を行う。
- (6) 庶務・会計は会長の指示により出納事務を行う。
- (7) 各正副部長は当該それぞれの職務を遂行する。

第4章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は会費、生徒支援に係わる費用、寄付金その他をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会費は1人当たり月額600円とし、この他に生徒支援に係わる費用として「生徒派遣費（年額13,200円/生徒1人）」、「進路指導費（年額4,800円/生徒1人）」、「進路講座費（年額13,000円/1,2年生・生徒1人）」を徴収する。この他、必要と認められる経費は、運営委員会・評議委員会・総会において諮り、可否を決定する。また、各納入金額については、三役にて適時検討し、運営委員会・評議委員会において協議し、総会に諮り決する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は当該年度の毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、4月10日までを整理期間とする。

(会計監査)

第20条 本会の会計は毎年監査を経て、役員会で審議し、総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第21条 本会は次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則
- (3) 会計簿
- (4) 評議委員名簿
- (5) 議事録
- (6) その他、必要な帳簿

第5章 補則

(会則の改廃)

第22条 本会則は評議委員会の審議を経て、総会の決議により改廃する。

第6章 細則

第23条 会長は会務を処理するため評議委員会にはかつて必要な細則を決めることができる。

附則

本会則は、1950年(昭和25)年10月27日から実施する。

1952年	5月7日	一部改正
1954年	7月16日	一部改正
1955年	5月23日	一部改正
1962年	5月12日	総会にて改正
1966年	5月18日	総会にて改正
1966年	7月20日	総会にて改正
1970年	7月20日	総会にて改正
1971年	12月24日	総会にて改正
1972年	6月30日	総会にて改正
昭和51年	5月29日	総会にて改正
昭和54年	5月2日	総会にて改正
昭和58年	5月28日	総会にて改正
昭和61年	5月17日	総会にて改正
昭和62年	5月16日	総会にて改正
昭和63年	5月21日	総会にて改正
平成3年	5月25日	総会にて改正
平成6年	5月21日	総会にて改正
平成10年	5月16日	総会にて改正
平成18年	4月30日	総会にて改正
平成21年	5月9日	総会にて改正
平成22年	5月8日	総会にて改正
平成26年	5月10日	総会にて改正
平成30年	5月12日	総会にて改正
令和元年	5月11日	総会にて改正

首里高等学校PTA細則

(目的)

第1条 この細則は、首里高等学校PTA会則第24条の規程に基づき、本会運営に関する必要な事項を定めることによって、迅速且つ円滑なPTA活動に資することを目的とする。

(慶弔規定)

第2条 この規定は、PTA会員及び本校生徒を対象とする。

第3条 PTA会員に事故あるときは次の見舞金をおくる。

- (1) 本校在校生徒死亡の場合 5千円
- (2) PTA会員死亡の場合 5千円

第4条 本規定に定めのない事項について、特に必要な事項が生じたときは、三役会の協議により決定し、運営委員会と評議委員会に報告する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から実施する。

平成30年5月12日 一部改正

首里高等学校PTA表彰規程

第1条 この細則は首里高等学校PTA会員の表彰について必要な事項を定める。

第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当する会員について行うものとする。

- (1) 本校PTA活動に顕著な功績があったもので他の模範として推奨に価する者。
- (2) PTA評議委員を通算して3年以上勤めたもの、もしくは本校PTA活動に功績があった者。

第3条 本校PTA評議委員以外の者で本会の活動及び地域の教育活動に顕著な功績があり、その発展に尽力した者がある場合には表彰することができる。

第4条 表彰は会長及び学校長の連名で行う。

第5条 被表彰者は運営委員会の審査を経て役員会の承認を得て決定する。

第6条 表彰は原則として毎年定期総会において行う。ただし、特別に必要がある場合には臨時に表彰することができる。

附則

この細則は、平成2年5月19日から実施する。

平成18年4月30日 一部改正

平成24年4月25日 一部改正

平成30年5月12日 一部改正

首里高等学校PTA役員選考に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、首里高等学校PTA会則第24条の規程に基づき、PTA会長、副会長及び監事(以下「PTA役員」という)の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考委員会(以下「選考委員会」という)は、次の者をもって構成する。

- (1) 顧問(学校長)
- (2) PTA会長及び副会長(教頭含む)
- (3) PTA各部長・副部長1名、その他運営委員会において認められた者
- (4) 渉外担当教諭

(役員)

第3条 委員会には次の役員を置き、互選によって決める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 庶務 1名

(任務)

第4条 委員会は毎年1月までに発足し、PTA役員選考に関する業務を行う。

- 2 委員会は他から影響されることなく、自主的に運営されなければならない。
- 3 委員会で選出された結果を運営委員会へ報告、評議委員会で決定し、総会で承認を得る。
- 4 委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会に関する業務を掌理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は業務を代行する。
- (3) 庶務は、委員会の記録のほか庶務にあたる。

(任期)

第5条 委員会はその任務を終了したとき、解散する。

- (1) 選考委員会の任務は、新役員、監事が総会で承認されたとき完了し、解散する。

(PTA役員候補者の募集)

第6条 募集期間を決め会員に候補者を公募する。選考委員も例外ではない。

- (1) 自薦・他薦及び各部会からの推薦によるものとする。
 - ① 候補者にあがったものに意志を確認し、候補者を確定する。選考委員も例外ではない。
 - ② 候補者の定員が満たないときは、選考委員会が責任をもって候補者の推薦を行う。

(会議)

第7条 委員会は委員長が召集し、会議は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- (1) 委員は責任をもって選考委員の職務を果たすものとする。やむを得ざる理由により欠席する場合は、委員長に委任状を提出する。
- 2 委員の中からPTA役員に自薦及び推薦された者が出たときは、推薦された者は選考会議及び決議に加わることはできない。
- 3 各部部長が候補者となった場合は、各部において選考委員を選出し、選出されたものが委員を代行する。ただし代行する委員は候補者であってはならない。
- 4 会議は選考委員の過半数で議決する。

附則

本細則は、平成13年3月16日から実施する。

平成18年4月30日 一部改正

平成30年5月12日 一部改正

令和元年5月11日 一部改正

PTA予算編成委員会規程

第1条 この規程は首里高等学校PTA活動の充実が図られるよう予算編成委員会を設置する。

第2条 予算編成委員会は、次の者をもって編成する。

- (1) 委員長 (PTA会長)
- (2) 副委員長 (PTA副会長)
- (3) 総務部長
- (4) 幹事 (渉外担当教諭)
- (5) 事務長
- (6) 庶務・会計

第3条 予算編成委員会は、毎年年度末までに発足する。

(基本方針)

第4条 本委員会で編成する予算は、一般会計予算とする。

- 2 一般会計予算はPTA運営費と教育補助費に分けて編成する。
- 3 学校の教育目標の達成に資するような予算編成を行う。

附則

この規程は、平成22年5月 8日から実施する。

この規程は、平成24年4月25日 一部改正

平成30年5月12日 一部改正

創立140周年事業PTA積立事業に関する細則

(目的)

第1条 首里高等学校140周年記念事業PTA積立事業は、計画的に積み立てることにより、首里高等学校140周年記念事業に関わる学年に偏る負担を軽減する。

(積み立て方法)

第2条 本事業は年間60万円をPTA一般会計から繰出し、本事業へ繰り入れることにより、積み立てる。

(目的外使用の禁止)

第3条 本事業の積立金は、首里高等学校140周年記念事業に充てなければならない。

(事業期間)

第4条 本事業は平成24年度から平成32年度までとする。

(変更方法)

第5条 本細則の一部を変更するまたは一時的に変更するときは、役員会で承認を得て、総会に報告しなければならない。

附則

本細則は、平成24年度5月12日から実施する。

平成30年5月12日 一部改正